

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示の一部を改正する告示」について

令和7年7月28日
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

1. 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令（令和7年デジタル庁・総務省令第8号）等の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

2. 意見公募手続の実施について

本件は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当するため、意見公募手続は実施していません。

3. その他

本件は、本日公布されることとなります。